

湖北広域行政事務センターホームページバナー広告掲載実施要領

(目的)

第1条 この要領は、湖北広域行政事務センター有料広告掲載の取扱いに関する要綱（以下「取扱い要綱」という。）に基づき、湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）が作成するセンターホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、センターホームページのトップページでセンターが指定した位置とする。

(掲載規格)

第3条 掲載する広告は、バナー広告とし、掲載規格は1枠につき縦60ピクセル×横200ピクセル、GIF形式とする。

(掲載)

第4条 広告を掲載する枠数は、4枠とする。

2 広告の掲載期間は、1か月単位とし、最長1年間とする。ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

3 広告掲載中に、センターのサーバー等のメンテナンス以外でホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、その閉鎖期間に応じ次のとおり掲載期間を延長する。

閉鎖した時間	延長する日数
3時間以上24時間以内	1日
24時間以上	閉鎖日数+1日

(募集)

第5条 広告掲載の募集は、随時行うものとする。

2 広告掲載希望者が募集枠数を超えるときは、取扱い要綱第4条の優先順位によるものとし、同じ優先順位に属する複数の希望者がある場合は、抽選による。

(掲載料)

第6条 掲載料は、1枠につき月額10,000円とする。

(広告内容等)

第7条 広告のデザインおよび内容などは、センターホームページのイメージを損なうことのないよう広告主と調整してから掲載するものとする。

2 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

この要領は、平成26年12月1日から施行する。